

[木村草太の憲法の新書](140) 学術会議の会員任命拒否 侵害された「学問の自律」 首相答弁が重要性証明

2020年11月15日 09:21 有料

今回は、日本学術会議の会員任命拒否問題と学問の自由について検討しよう。時折、「会員になれなくても、個人で研究するのは自由だから、学問の自由は害されない」という主張を目にする。しかし、この主張の基礎にある「学問の自由(憲法23条)」の理解は浅薄に過ぎる。

学問の自由が、単に、「公権力に邪魔されずに好きなことを考え、伝えること」を意味するだけならば、「思想良心の自由」や「表現の自由」を保障すれば十分だ。では、なんのために学問の自由がわざわざ保障されているのか。長谷部恭男教授は、憲法23条は、「学問の自律性、つまり当該学問分野で受け入れられた手続きおよび方法に基づく真理の探究の自律性を確保すること、とくに、政治の世界からの学問への介入・干渉を防ぐことを、その目的とする」(『憲法(第7版)』)と解説する。

こうした理解に基づくならば、例えば、首相がデータの捏造を指示したり、学問的に誤っているのも関わらず、政府の方針に沿った発言をするよう強要したりすれば、たとえその者が公的機関に所属していたとしても、学問の自律は害され得る。

学術会議は、学問に基づき勧告・提言を行う組織だ。だとすれば、学術会議にも政治権力からの自律を保障すべきだ。また、会員は「優れた研究又は業績がある科学者」の中から選ばなくてはならない(日学法17条)。研究・業績の評価が学問的判断であることからすれば、憲法23条の学問の自律の保障は、学術会議の人選にも及ぶと解釈するのが自然だ。

実際、国会と内閣も、そのように理解してきた。制定当初の日学法は、大臣の任命手続きをすらしに、科学者の選挙で会員を選ぶことを認めてきた(旧日学法7条)。国立大学の学長が、形式的とはいえ、文部大臣・文科大臣によって任命されるのと比較すると、人選の自治をより強く認めた立法例と言える。また、選挙制が推薦制に改められた1983年の国会答弁で、当時の中曽根康弘首相は、「政府が行うのは形式的任命」とする根拠を「学問の自由独立」に求めている。

石川健治教授は、今回の事態で強調すべきは、この「学問の自律」だと言っている。今回の任命拒否が、学問の自由の侵害でないとする主張には、あまりにも無理がある。

最後に、国会での議論について、一点、指摘しておきたい。菅首相と井上信治科学技術担当相は、「今までもそういうケース(定年による欠員)はあった」との理由で、任命拒否による欠員は違法でないと言った(5日の参院予算委)。

しかし、定年による欠員も、日学法7条1項違反であることに変わりはない。だからこそ補充の規定がある(同4項)。また、今回は、210人の「半数を任命」と定める日学法7条3項が適用される場面だ。「半数」未満の任命による欠員を違法でないとするのは無理だろう。さらに言えば、「過去にもあった」ことは、その行為が適法である理由にならない。

菅首相と井上大臣の答弁は、正しい学問に基づかない解釈がむちゃくちゃになることを示している。今回の事態は、学問の自律の重要性を証明したといってよい。(東京都立大教授、憲法学者)

[木村草太の憲法の新手](138) 日本学術会議会員任命拒否 政府、3条文を隠蔽し議論 違法な基準 首相に責任

2020年10月18日 13:00

政府は、日本学術会議会員任命拒否について、憲法・法律の条文を挙げ、正当化を試みている。しかし、あえて言及していない条文が三つあるので、検討しておこう。

日本学術会議法(以下、日学法と表記する)によれば、首相は学術会議の「推薦に基づいて」会員を任命する(同法7条2項)。この点、中曽根康弘首相は、「政府が行うのは形式的任命にすぎない」と答弁した(参議院文教委員会1983年5月12日)。

この法文および解釈を前提にするなら、首相は推薦を拒否できないと理解するのが自然だ。しかし加藤勝信官房長官は、法律の上位にある憲法15条を持ち出し、「公務員の選定罷免権は国民固有の権利」であり、「任命権者たる首相が推薦通りに任命しなければならないというわけではない」と述べた(10月7日の記者会見)。国民の代表(国会)に指名された首相は、気の向くままに国家公務員を任免できると言いたいようだ。

しかし、憲法73条4号は、内閣は「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理する」と定める。つまり、憲法は、首相や大臣が公務員を恣意(しい)的に任免することなど許していない。

では、学術会議の人選に関する「法律の定める基準」とはいかなるものか。学術会議は、学問的観点から提言等を行う機関だ。そこで、日学法は、科学者としての「研究または業績」を会員選抜の基準とする(同法17条)。首相や内閣府が、学問の研究・業績

を評価するのは不可能だ。だからこそ、日学法は、科学者の集まる学術会議自身が候補者を選ぶこととしたのだ。

これに対し、加藤官房長官は10月1日の記者会見で、「専門領域での業績にとられない広い視野」から総合的・俯瞰(ふかん)的に選んだと説明した。これは、学問の「研究または業績」とは無関係な理由で選んだことを自白するもので、「法律の定める基準」に反するのは明らかだろう。

そうすると、菅義偉首相は、法律に真正面から違反した責任を問われざるを得ない。そこで首相は、推薦名簿を「見ていない」と言い出した(10月9日のグループインタビュー)。しかし、この弁明を前提にすると、学術会議の推薦に基づかずに任命したことになり、明確に違法だ。

さらに、日学法7条は、105名(合計210名)を任命しなくてはならないと定めており、6人足りない任命も違法だ。加藤官房長官は、「詳しくは見ていなかった」とフォローしたが(10月12日の記者会見)、推薦名簿を「ちらりと」見たにしても、違法な基準に基づき、違法な定員不足を生じさせた責任が首相に生ずることは否定しようがない。

このように、政府は憲法73条4号、日学法17条、7条を隠蔽(いんぺい)して議論を進めようとしている。しかし、公示され、全国民が見ることのできる法文の存在をごまかそうとする政府の態度は、不当を通り越し滑稽だ。任命拒否の動機が、政策を批判されたことにあるのも明らかで、それを隠そうとするのは、まるで子どものようだ。

条文と政府の会見を照らし合わせれば、今回の任命拒否の違憲・違法・不当は明らかだ。次回は、学問の自由の観点から検討したい。